



ラッセルスポーツクラブ会員規約

- 第一条 **【名称】**
当スポーツクラブは、『ラッセルスポーツクラブ』と称する。
- 第二条 **【所在地】**
ラッセルスポーツクラブは、千葉県流山市平和台3丁目2番12号フジハイツ103号室を本部事務所の所在地とする。
- 第三条 **【目的】**
ラッセルスポーツクラブは、様々なスポーツを通じて各競技の正しい理解を深め、会員の健全な心身の育成を図り、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とする。
- 第四条 **【入会資格】**
ラッセルスポーツクラブに入会を希望する者は、所定の入会手続きに従い当クラブに申し込むものとする。
1. スポーツ活動を行うに適した健康状態の者であること。
2. 親権者の入会許諾及び当クラブ会員規約を親権者が承諾した者であること。
- 第五条 **【入会手続き】**
ラッセルスポーツクラブに入会を希望する者は、所定の入会手続きに従い、当クラブ事務局に申し込むものとする。
- 第六条 **【会員会費】**
ラッセルスポーツクラブの会員会費とは次のものとする。
1. 入会金（当クラブ入会時に納入し、会員資格喪失まで有効とし、退会時には返還しないものとする。）
2. 年会費（施設費ほか）
3. 保険代金/スポーツ傷害保険に加入して頂きます。
4. 月謝（定期指導料は、毎月5日に当月分を銀行口座引き落としとする。）
5. 各月の途中入会者は、練習が残り半分の場合に限り、入会月の月謝割引を受けることが出来る。
 ○週1練習の会員の場合・・・・・・・・・・2, 000円割引
 ○週2練習の会員の場合・・・・・・・・・・3, 500円割引（サッカー選手コースも含む）
 ○週3練習の会員の場合・・・・・・・・・・4, 500円割引
6. 10ヶ月以上の月謝を一括前納の会員へは、一括割引として2, 000円を割引引くものとする。
7. 兄弟入会割引として、二人目以降の入会金は一人目会員在籍中は不要とする。また、三人以上の兄弟が入会する場合は三人目の会員を2, 000円の月謝割引とする。（その際、一人が退会した時点でこの兄弟割引も終了するものとする。）
上記の会費は、事前に文書（下記の各種届け）による手続き以外の延滞は認めず、完納の義務を負うものとする。また、残高不足により口座引き落としが出来なかった場合は、当クラブへ速やかに支払うものとし、その際の手数料は会員負担とする。
- 第七条 **【休会・退会】**
ラッセルスポーツクラブを休会及び退会、クラス変更を希望する者は、指定の用紙を前月の20日までに提出すること。（各担当者へ手渡し及びファクシミリ送付）期限内に各届けを提出した者に限り、休会及び退会、クラス変更が承諾されるものとする。
例）6月変更（休会・退会・変更）の場合は5月20日までに提出する。
1. 休会割引（休会会員は1ヶ月単位で、月謝の割引を受けることが出来る。）
 ○週1練習の会員の場合・・・・・・・・・・2, 000円割引
 ○週2練習の会員の場合・・・・・・・・・・3, 500円割引（サッカー選手コースも含む）
 ○週3練習の会員の場合・・・・・・・・・・4, 500円割引
2. 一時退会特典（3ヶ月以上1年未満の一時退会の場合は、再入会時の入会金免除とする。）
- 第八条 **【各届けの提出期限】**
ラッセルスポーツクラブを休会及び退会する者は、下記の期限内に届け出をしなければならない。
1. 休会届は、休会する前月の20日までに提出するものとする。（8月の休会・退会届に関しては、別紙期日までとする。）
2. 退会届は、退会する月の20日までに提出するものとする。
上記の各届け出が遅れた場合、または届け出を行わない場合は、練習参加の如何にかかわらず通常の月謝を期限内に納めなければならない。
- 第九条 **【事故責任及び災害】**
1. 練習中及び試合中に不可抗力による負傷などをした場合は、ラッセルスポーツクラブで加入している団体スポーツ損害保険を適用し、その保険の適用範囲内において保証を受けるものとする。
また、その場合の会員の負傷などについて、当クラブ及び指導者は、その責任を一切負わないものとする。
2. ラッセルスポーツクラブの自動車送迎を利用するものは、その送迎中の事故による負傷などについて当クラブ加入の損害保険の適用範囲内において補償を受けるものとする。
また、その場合当クラブ及び運転手は賠償責任を一切負わないものとする。
3. ラッセルスポーツクラブの練習中及び試合における会員の所持品（ボール、スパイク等）の管理については、基本的に会員の自己管理責任とし、それらの紛失については当クラブ及び指導者は一切責任を負わないものとする。
4. 台風、大雪などの気候条件により、危険が予想される場合は臨時の休日とし、その際の振替は基本的に行わないものとする。（年40回を下回る場合がございます）
- 第十条 **【入会の条件】**
入会資格を備え、本会員規約に同意する者。
- 第十一条 **【信義則】**
入会者は、本会員規約を順守しクラブと互いに理解尊重し円滑なクラブ運営に誠意をもって協力しあわなければならない。
- 第十二条 **【規定外事項】**
本会員規約に定めていない事項が発生した場合は、その都度協議するものとする。
- 第十三条 **【管轄裁判所】**
本会員規約に基づき、万一紛争が生じた場合の管轄裁判所は、当クラブの所在地管轄と定める。